

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第90条第5項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会（免許の効力の停止については、佐賀県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課行政処分係 電話0952-98-2220 内線210
備 考：